（別紙）

機密保持誓約書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
契約職　理事長代理　髙橋正史　殿

住　　所
商号又は名称
代表者の氏名　　印

当社は、「令和９年度基幹LANシステム契約」の調達（以下「本調達」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

１．本誓約における「機密情報」とは、文書、電磁的記録、電子メール、口頭、視覚的手段その他の方法、記録媒体のいかんを問わず、本調達に関して独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が当社に対して開示、提示又は閲覧に供した一切の情報をいう。ただし、開示の時点で既に公知のもの又は当社の責めによらず公知となった情報は除くものとする。

２．当社は、機密情報を本調達の目的にのみ使用するものとし、本調達の目的以外には使用しないものとする。

３．当社は、機密情報が含まれる書面その他の記録媒体を他の資料、物品等と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって保管することとし、機密情報を本調達のために知ることが必要な当社の役員、従業員に対してのみに開示するものとし、開示にあたっては、本誓約の内容を遵守させるものとする。

４．当社は、機構の書面による事前の承諾なくして、機密情報を複製、複写、撮影、スキャン又は電子媒体への保存若しくはダウンロード等をし又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。なお、承諾に基づき作成された複製物についても、本誓約における機密情報として取り扱うものとする。

５．当社は、４項の定めにもかかわらず、法令、裁判所、行政機関その他の法令に基づいて開示を要求する正当な権限を有している者から機密情報の開示を求められたときは、機構に事前に通知した上で、機密情報を開示することができるものとする。

６．当社は、本調達に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合は、事前に機構の書面による承諾を得た上で、開示する第三者に対して、開示する情報が機密情報である旨を告げ、本誓約と同程度の機密保持義務を遵守させるものとし、第三者が誓約した機密保

持誓約書の写しを機構へ提出するものとする。

７．　当社は、機密情報の漏洩、紛失、盗難等が発覚し又はその恐れがあることを知った場合は、原因のいかんを問わず、直ちにその旨を機構に報告し、被害拡大の防止及び再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

８．当社は、本調達にかかる業務が終了し又は機構から要求された場合には、当社又は６項で定める第三者が保持する機密情報（４項に基づき作成された複製物を含む。）を速やかに機構に返却し又は破棄するものとする。

９．当社は、当社又は６項で定める第三者が本誓約に違反したことに起因又は関連して、機構が損害又は費用（弁護士費用を含む。）を被った場合、機構に対し、これを全て賠償するものとする。

１０．本誓約に定める機密保持の期間は無期限とする。

以上